平成２９年（フ）第６０号
青森県八戸市多賀台４丁目２番地　県営住宅Ａ21―５
債務者　石橋　敬幸
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ５―54号
債務者　小野寺靖子
法定代理人成年後見人　水島　俊彦
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
仙台市若林区若林７丁目10番２号
債務者　片山　慶子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
福島県いわき市好間町上好間字内ノ草79番地
債務者　齋藤　大資
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３３号
茨城県つくば市中別府591番地29
債務者　大井　啓子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
茨城県土浦市大岩田2153番地　市営大岩田住宅101号棟204号室
債務者　水谷　　裕
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
群馬県みどり市笠懸町阿左美3540番地
債務者　齋藤かおる
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２８号
千葉県木更津市請西南４丁目31番地１　カーサブリリオ103
債務者　齋藤さゆり
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３９号
千葉県木更津市清川１丁目27番９号
債務者　奈良あゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５０号
金沢市末町21の10番地　ラブリーハウス102号、従前の住所金沢市小坂町東25番地１
債務者　山崎　雅美（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８０号
金沢市田井町18番22号
債務者　松井　浩司
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９０号
金沢市米泉町10丁目52番地　グランパーク金沢606号、従前の住所石川県白山市鹿島平11番地58
債務者　青代　慎吾
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２号
長野県松本市平田東３丁目18番33号
債務者　五十嵐悠斗
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２３号
長野県茅野市米沢313番地１　グリーンテラスＡ201号
債務者　峯　　博之
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２４号
長野県茅野市米沢313番地１　グリーンテラスＡ201号
債務者　峯　はる子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２４号
長野県飯田市松尾久井2300番地５
債務者　青木　一彦
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３１号
長野県下伊那郡高森町牛牧390番地９
債務者　梶山　千恵
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１１４号
岐阜県各務原市蘇原熊田町１丁目24番地２
債務者　浅野　晴宣
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　岐阜地方裁判所